

令和6年 下呂市農業委員会第13回総会議事録

開催日時	令和6年12月3日 14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治 (推) 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏 (推) 9 番 中川 輝男 (推) 10 番 田中 覚章 (推) 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 15 番 中島 尊治 17 番 中島 次郎 (推) 18 番 二村 正明 (推) 19 番 熊崎 徹 (推) 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 25 番 井戸 克彦 (推) 26 番 杉山 裕 (推)
欠席委員	13 番 川口 太三 (推) 14 番 鎌倉 誠也 16 番 福井 順也 20 番 中桐 由起子 (推) 21 番 金森 茂俊 24 番 日下部 道男 (推)
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 50 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 51 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 52 号 換地計画の同意について 第4 その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数11名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第13回農業委員会を開催いたします。
職務代理者	【職務代理者あいさつ】
職務代理者	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 7 番 林 忠助 委員 11 番 二村 昭司 委員 をお願いいたします。
職務代理者	議題第50号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。
職務代理者	農地法第3条申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件、有償による所有権移転が2件提出されています。</p> <p>番号1については農振農用地です。譲渡人は高齢化に伴い管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>番号2については農振農用地です。譲渡人は高齢化に伴い管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。譲受人は高齢ですが、同居家族が管理をします。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>番号3については農振農用地ではありません。譲渡人は農業経営を縮小するため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p> <p>以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。</p>
7番	<p>1番について説明します。譲受人は農地とともに隣接する家を購入し、移住して農業に励むとのことですので、問題ありません。</p>
7番	<p>2番について説明します。場所は***の近くです。譲渡人と譲請人は親戚で問題ありません。</p>
25番	<p>3番について説明します。場所は***の向かい側です。譲受人は以前に隣接した農地を購入したが、今回申請した部分のみ購入できなかったとの事です。今回、購入できることとなったため申請しています。問題ありません。</p>
職務代理者	<p>状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
職務代理者	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。</p>
職務代理者	<p>【挙手全員】</p> <p>ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。</p>
職務代理者	<p>議題第51号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。</p>
	<p>議案の4ページをお開きください。</p>

職務代理者	農地法第5条許可申請5件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が4件、店舗等への転用が1件、面積については田407㎡、畑2,931㎡です。</p> <p>番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。</p>
事務局	<p>番号3については、申請地を譲り受け、金型製造業の駐車場、庭園及び進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。</p> <p>番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。</p>
7番	1番について説明します。場所は3条の番号1の隣接地です。譲受人は移住をするため、問題ありません。
9番	2番について説明します。場所は***から200m程の位置です。譲受人は家族が増えたため、住宅を建てるものです。分筆して購入予定です。周辺への影響は問題ありません。
12番	3番について説明します。場所は***の対岸の位置です。譲受人は社員寮の周辺を駐車場や庭園として利用するものであり、問題ありません。追認案件で既に駐車場や庭園となっています。

15番	4番について説明します。場所は***から北へ500m程の位置です。譲受人は実家の近くに家を建てたいとの申請であり、問題ありません。
23番	5番について説明します。譲渡人が譲受人に車庫として貸していた土地です。今回、譲り渡すということで問題ありません。
職務代理者	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
職務代理者	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請5件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
職務代理者	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
職務代理者	別紙のとおり換地計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第52号 換地計画の同意について説明させていただきます。 申請人は、共同施工土地改良事業尾崎田地区です。換地は岐阜県土地改良事業団体連合会で進めてまいります。土地改良法第96条において準用する同法第52条第8項の規定により、土地改良事業の換地を行う際には、換地計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければなりません。認可を申請するには、その申請書に関係農業委員会の同意書を添付しなければならないとされているため、農業委員会の同意を求めるものです。今回の換地計画においては、関係農家数8、団地数は従前10から、換地後8になり、一団地の面積は1364㎡から1423㎡となります。工事は令和5年3月に完了しており、換地処分予定時期は令和7年3月です。 以上、議案第52号換地計画の同意について審議をお願い致します。
職務代理者	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
職務代理者	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。土地改良法による共同施行土地改良事業の換地計画の意見決定について、原案の通り決することにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
職務代理者	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

職務代理人	以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。
職務代理人	以上をもちまして、第13回 下呂市農業委員会を閉会します。 16時00分閉会 ※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った 本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。 下呂市農業委員会 番 番